

第1節 人口増・定住対策

現況と課題

- 日本の総人口は緩やかな減少傾向にあり、本村でも平成20年度をピークに人口の減少が続いています。村としての機能を保ちコミュニティを維持していくためにも、人口増・定住対策は喫緊の課題となっています。
- 人口減少・少子化に伴い、若者同士の交流の場や結婚を希望する人の出会いの機会が減少しています。また、経済的理由により結婚や子どもを持つことに不安を感じる人たちもあり、出会いの環境づくり、若い世代への経済的支援を進めていく必要があります。
- 定住促進のために基本となるのは、住みよい環境づくりと村の外からも人を呼べる魅力ある村づくりです。そのための方策として住宅対策と若者への定住促進対策が挙げられます。
- 本村においては、豊かな自然を生かした良好な景観や道路・上下水道など生活環境施設の整備により魅力ある住環境の形成に努め、地域単位で落ち着いた空間を形成しています。また、人々の価値観や生活様式の変化、高齢化の進展に伴って住宅に対するニーズは多様化してきています。
- ライフスタイルの変化により、子育て世代については、親世帯とは離れて住居を構えることが多くなっており、若者の流出の一因となっています。村では平成12年度より子育て世代向け賃貸住宅の建設を進め、定住人口を維持する効果がみられます。
- また、若者の定住促進対策として、村内で住宅用土地の取得や住宅建設に対する助成金制度を実施していますが、近隣市町村よりも手厚いことや新たに若い世代に限定した住宅取得に関する助成金を創設したことから、効果を上げています。
- 村内に宅地を求めている村内外の若い世代も多いことから、農業的土地利用との調和を図りながら、村としても、民間と競合しない地域で宅地造成を進めていく必要があります。
- その一方、村内山間部から村内の国道周辺及び村外への人口流出が進み、山間部では若年層及び子どもの人口が大幅に減少しています。このままの人口流出が続くと、将来の地域の維持が困難になることが予測されるため、山間地の人口を維持するための対策が急務となっています。
- 人口減少に伴い、空き家の増加が続いています。手入れされず放置されることによる生活環境や景観の悪化、防災・防犯機能の低下など様々な問題が発生するおそれがあります。

■計 画

1. 宅地・住宅の提供の促進

①宅地・住宅の提供

- ・定住希望者の多様なニーズに対応するため、地域との協働による住宅施策を展開し、住宅建設に最適な地域において積極的な宅地造成を実施するとともに、民間開発の促進と適切な誘導を行います。
- ・快適で住みよい魅力ある住宅環境の整備を図ります。

②空き家活用の推進

- ・空き家情報活用制度による積極的な情報発信により、空き家の活用による定住希望者への支援を行います。また、各地域に移住された村民と連携しながら、移住者が地域に円滑に溶け込めるよう支援します。
- ・空き家活用者の負担軽減を目的とした支援制度の充実を図ります。

2. 人口増・定住対策関係人口増加の推進

①若者が集う環境づくり

- ・若者が交流できる環境をつくるため、若者が中心となったイベントの企画や村内外の男女を対象としたイベントの開催など若者の活動支援を図ります。
- ・若者の結婚に向けた出会いの機会を提供するため、他市町村との合同イベントや、ながの出会い応援ポータルサイト「ハピネス信州」などの結婚支援機関等の周知を図ります。

②若い世代への経済・定住支援

- ・若者の経済的支援及び定住を促進するため、賃貸住宅や住宅取得に係る支援制度の充実とともに、地元への就業機会の確保を図ります。

③U・I・Jターン者の定住促進

- ・田舎暮らし希望者向けのホームページやパンフレットの充実、都市部で開催される移住セミナーイベントへの参加など各種媒体を活用した情報発信を図ります。
- ・お試し住宅による短期滞在を通じ、移住者の確保につなげます。
- ・広域的な連携を図りながら定住促進を行っていきます。

④移住定住相談の充実

- ・空き家や移住支援制度などの情報提供やマッチングを迅速に行うため、移住担当職員を配置し移住定住相談窓口の充実を図ります。

3. 計画的な開発の推進

- ・周囲と調和した美しい景観を保全するため、必要な関係条例・要綱などを整備し、秩序ある開発を推進します。
- ・山間地区における定住人口の確保に向けて、地域の状況に合わせた方策の研究を進めます。

第2節 地域づくり・コミュニティの推進

現況と課題

- 近年、全国的に人口が緩やかに減少していくことが見込まれていますが、人口減少による地域コミュニティ機能の低下が心配されます。社会ニーズの多様化・複雑化に加え、財政状況がひっ迫していることから、質の高い公的サービスを維持していくためには、地域社会を構成する様々な主体が参加し、村民一人一人がむらづくりの担い手として主体的に地域づくりに参加していくことで、地域と村民、行政が一体となって共創・協働していくことが求められます。
- 村民と行政が連携して住みよい村を築いていけるよう、施策形成過程に住民が参加する機会の拡充や広報広聴活動の充実に努めるとともに、行政情報の共有化を図る新たなツールの活用を推進していきます。
- 住民の高齢化や農家の兼業化と村外への通勤者の増加、都市化による転入者の増加など、住民にとって最も身近な集落・地区のコミュニティの状況が大きく変化してきました。価値観や生活様式の多様化、地域の共同意識・関心の薄れ、人間関係の複雑化などにより隣組・区などの地域の自治組織への未加入者の増加、地域行事への不参加が増えています。また、地域の連帯や協調を培ってきた地域の伝統芸能や文化的行事も、近年の趣味の多様化や就労条件等の社会情勢の変化とともに担い手の減少がみられ、地域の連帯・協調性が希薄になりつつあります。
- 村内山間地区では、若年層の村内の国道周辺や村外への人口流出が進み、若年層及び子どもの人口が急速に減少し、人口減少とともに高齢化が進行しています。このままの状況が続くことで限界集落化し、地区での共同活動や地域コミュニティの維持が困難になることが予測されます。

■計 画

1. コミュニティ活動の充実

①コミュニティ施設の充実

- ・住民が集まり、地域の連帯を高めることのできるコミュニティ施設の整備を進めます。
- ・コミュニティ助成事業や有利な補助事業の積極的な活用を図ります。
- ・新築への助成だけでなく、老朽化した集会施設の改修・リフォームや増築に対する村単独の助成事業を充実させます。

②コミュニティ活動の支援

- ・新規定住世帯等に対し隣組及び自治会などへの加入の働きかけを積極的に行い、コミュニティ活動への参加を促します。
- ・公民館活動や保健・福祉・環境など、地区での事業との連携・調整を図り、コミュニティ活動が有効に展開できる体制づくりを進めます。
- ・各区の担っている道路の草刈等の公共的活動、区のコミュニティ醸成のための活動を支援するための交付金を設けます。

- ・人口減少が著しい山間地区の将来のあり方について、村と区で協働して検討・研究を進めます。

2. 村民参画の充実

①自らつくる地域づくり活動の支援

- ・自らつくる地域づくり事業交付金等の交付を通じ、村民が自ら取り組む自主的な地域づくり活動への支援を行います。

②村民参画の推進

- ・諸事業の企画・計画立案段階から可能な限り村民の参画を推進するとともに、コミュニティの中心を担う人材の育成を図ります。
- ・若者、社会の中核を担う壮年層が地域活動や今後の地域づくりに向けた活動等に加わりやすい環境を整備し、参画を促します。

③交流活動の支援

- ・村民の視野や価値観を広げるため、村民の村内外の人・グループとの交流活動を支援します。

3. 広報・広聴活動の充実

①広報活動、情報公開の充実

- ・行政への住民参加を促すため、施策の推進状況を迅速かつ的確に伝えられるよう、ホームページ、SNS等の多様な媒体による情報の提供を図ります。
- ・利用者の利便性を考慮した新たな情報ツールの活用に取り組み、素早く正確な情報の提供に努めます。

②広聴活動の充実

- ・村政に関する意見・提案・要望を的確に把握し、施策に反映させるため、パブリックコメントや住民の意見と直接的に接することのできる機会などの広聴活動の充実を図ります。

第3節 男女共同参画の推進

現況と課題

- 近年、全国的な少子高齢化や人口減少が進み、雇用の担い手不足、社会保障費の増加などが大きな課題となっています。こうした中、地域や働く場などで女性の更なる活躍が大変重要となってきたことから「女性活躍推進法」が制定され、女性の活躍の推進が求められています。

■計 画

1. コミュニティ活動の充実

①男女共同参画を推進する意識改革の推進

- ・男性は仕事、女性は家事・育児といった習慣的な意識はいまだ根強いいため、講座

やセミナーへの参加促進、啓発活動により男女共同参画を推進する意識づくりを図ります。

②あらゆる分野における女性の活躍推進

- ・地域、職場、政治の場において、責任ある役職の多くを男性が担っているなど、男性が中心となった意思決定が行われています。あらゆる分野への女性の参画の推進、女性自身のエンパワーメントの促進を図ります。

第4節 行政運営の効率化

現況と課題

- 近年、地方公共団体においては少子高齢化、環境問題の深刻化、高度情報化、村民意識の多様化など社会情勢の変化が進行した結果、行政課題も複雑かつ多様化し、行政需要も増大しています。一方、国の財政難による地方交付税の減額、また村税をはじめとする歳入の確保が年々難しくなる傾向にあり、財政状況は厳しいものとなっています。
- こうした状況の下、村政においては、社会経済情勢の変化に柔軟に対応できるよう体質を強化し、住民福祉の向上と個性的で活力あるむらづくりを行っていくことが求められています。また、村民本位の行政サービスを将来にわたって安定的に提供していくためには、中長期を展望した計画的な財政運営に努めるとともに、安定した自主財源の確保、有利な補助事業や起債の活用、事務事業の見直しによる効果的な財源配分など運営の効率化に努め、財政基盤の強化を図っていく必要があります。
- 情報技術の飛躍的な発展やインターネット・SNS（Twitter、Facebookなど）の急速な普及により、村民等の情報通信に対する関心が高まっており、これら通信技術の活用による行政サービスの提供が求められています。これら行政事務の電子化は、今後の情報インフラの発展に伴い需要を増していくと考えられ、新しい技術を取り入れ行政サービスの向上を図る必要があります。また、庁内ネットワークから情報などの漏洩が起きないよう情報セキュリティ対策を強化する必要があります。
- 事務事業の効率化、行政サービスの向上を進めていくためにも、職員の資質向上に向けた教育に取り組む必要があります。
- 自主財源の確保やふるさと納税のさらなる展開・拡充を行う必要があります。

■計 画

1. 財政運営の効率化

①財源の確保

- ・国・県の補助事業や交付税措置のある有利な起債を有効に活用することで財源の確保を図ります。
- ・課税客体の的確な把握や手数料などの見直し、適正化で自主財源の確保と公平化を図ります。
- ・自主財源を確保するために「ふるさと納税制度」を積極的に活用するとともに、返礼品については果物等の地元産農産物を中心に選定し、村内農家の所得向上に

つながるよう努めます。

②効果的な財源配分

- ・施策の実施にあたっては事業効果・緊急性等を考慮した優先順位の設定と、それに基づいた重点的・効率的な財源配分を行います。また、経営意識を持って対処し、施策の評価を行います。

③経常経費の節減・合理化

- ・経常経費をはじめあらゆる経費の節減に努め、限られた財源を有効かつ適正に活用します。

④行政評価・行政改革の推進

- ・行政評価や行政改革を実施するとともに、効率的な行政運営を行い、住民サービスの向上に努めます。
- ・事務効率の向上に向け、常に調査・研究を行い、一層の効率化を図ります。

⑤公共施設の計画的更新

- ・平成28年度に策定した「下條村公共施設等総合管理計画」に基づき、人口減少、少子高齢化等の社会情勢の変化を踏まえながら、公共施設の更新、長寿命化、統廃合を計画的に実施します。また、個別施設計画の策定を行います。

2. 情報化社会への対応

①行政事務の電子化

- ・各種事務の電子化やシステムの高度化を推進し、情報の共有化を進め、事務の合理化・効率化・迅速化を図ります。
- ・情報セキュリティ対策、情報機器の災害対策を行い、情報化時代に対応した安心と安全の確保に努めます。

②行政サービスの電子化

- ・電子申請サービスやマイナンバーを利用した各種手続きのワンストップ化など情報化社会に対応した新しい行政サービスの向上を図ります。
- ・新しい技術を積極的に研究し取り入れることで、住民などへよりよいサービスが提供できるように努めます。

③CATV等を活用した情報伝達

- ・村民にいち早く情報を伝達するため、CATVを利用したデータ放送や災害時に備えたデジタル同報無線、携帯電話への緊急メール配信など、各媒体の特性を生かした情報伝達に努めます。

④インターネット・SNSを活用した情報伝達

- ・村民をはじめ、村外の人々へも村の情報を積極的に発信していくため、村公式ホームページを充実させるとともに、近年急速に普及したSNSを通じ情報発信を行います。

3. 職員資質の向上

- ・ 職員研修を強化し、オールマイティな職員の養成とプロとしての意識の高揚を図ります。
- ・ 人事評価制度に基づき、人材育成と職員資質の向上に努めます。

第5節 広域行政の推進

現況と課題

- 社会経済環境の変化や交通手段・情報手段の発達などに伴い、村民の日常生活や経済活動の圏域は拡大しており、広域的な視点で対応を求められる行政課題も増加しています。また、広域で連携して取り組むべき課題も多く、同じ課題を有する近隣市町村と連携して効果的に取り組むことも必要となっています。
- 平成11年4月に発足した南信州広域連合では、財政面・効率面から、村単独で行うよりも広域的に処理をした方が合理的な分野（消防救急業務、ごみ処理・し尿処理、介護保険認定審査等）について広域的な処理を行っていますが、今後も、それぞれの課題に応じた近隣市町村との多様な連携を推進し、広域行政に取り組んでいく必要があります。
- 平成19年度に発足した下伊那南部総合事務組合では、火葬場の管理運営、事務事業の共同化に取り組んでいます。
- 南信州地域は面積が広大で、自治体の規模も大小の差が著しく事業調整に困難が伴う場面があり、関係市町村が協力し合う必要があります。三遠南信自動車道、リニア中央新幹線など広域的な連携がより重要となる局面になっており、より一層の広域的な協力体制が必要です。
- 平成21年に定住自立圏形成協定を飯田市と締結し、医療・福祉・産業など生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化に取り組んでいます。

■計 画

1. 広域行政の推進

①広域的な市町村連携の推進

- ・ 広域で連携して取り組んだ方が効果の上がる課題については、南信州広域連合、下伊那南部総合事務組合、定住自立圏形成協定の枠組みを有効に活用しつつ、平成29年度に発足した県の現地機関である南信州地域振興局とも連携を図りながら、最大限の効果が上がるよう取り組んでいきます。

②広域事業の推進と充実

- ・ 三遠南信自動車道・リニア中央新幹線の整備の促進やその効果を最大限に利活用できる社会基盤の整備について、広域的な連携により推進します。
- ・ 人口が減少する中、航空宇宙産業等の工業振興、雇用対策、移住定住、広域的な観光振興、環境防災等南信州が直面する重要な課題に対し、市町村の枠を越え、広域的な視点で取り組みます。

第1節 地域福祉の充実

- 少子高齢化の進行や、家族形態の変化に伴う家庭機能の低下などを背景に、地域福祉を取り巻く環境が大きく変化しているなか、住民一人一人が福祉に対する理解を深め、思いやりと助け合いの心を育むために、村・社会福祉協議会・民生児童委員・学校・各種団体が連携して啓発活動を推進し、総合的な地域福祉の向上を図ることが求められています。
- 社会福祉協議会・民生児童委員協議会・村内福祉団体・ボランティアセンターなどを中心に、豊かな人間関係のもとで安心して生活できるよう、身近な助け合いやコミュニティ活動・ボランティア活動が促進されるなど、地域福祉活動が取り組まれています。
- 今後も、地域福祉の推進主体となる社会福祉協議会・民生児童委員への支援と協力を通じ、村民への意識の啓発やボランティアの育成を図ることが必要です。
- 誰もが住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送ることができるよう、村民の福祉意識の醸成と主体的な支え合いや見守りの活動を支援するとともに、各種団体が連携したネットワークづくりの充実を図ることで、「福祉のむらづくり」を実現することが必要です。
- 働き方や社会状況が複雑化し、人間関係も多様化する中で、生きづらさから自宅に閉じこもりその状態が長期化することを社会の問題としてとらえ、個人の実態に即した対策が求められています。

■計 画

1. 地域福祉の推進

①地域福祉意識の醸成と活動の促進

- ・学校教育や社会教育を通じた福祉教育を推進するとともに、広報活動やイベントなど、あらゆる学習・体験機会を通じて、福祉意識の醸成に努めます。
- ・ボランティアの体験教室や養成講座等の開催など、社会福祉協議会や各種関係団体と連携し、ボランティアの発掘や育成、資質向上を図ります。

②地域福祉活動団体などへの支援と連携強化

- ・地域における福祉活動を推進するため、中心的な役割を担う社会福祉協議会の活動を支援するとともに、社会福祉協議会と連携し、各種ボランティア団体・NPOの育成・支援を図ります。

③地域福祉推進体制の充実

- ・だれもが気軽に地域福祉活動やボランティア活動に参加できる体制づくりに取り組むとともに、活動の拠点となるボランティアセンター活動の活性化に努めます。
- ・地域で支援を必要としている人に対して、一人一人の状況に応じた相談支援を提供する福祉全般の相談窓口を充実するとともに、自治会や民生児童委員、ボランティアなどとの連携による総合的なサポート体制を促進します。

- ・だれもが社会の中でその人らしく活動できるよう、個人の状況に応じた専門的相談窓口（心理相談・就業相談・福祉制度の運用等）の周知に努め、適切な支援につなげます。
- ・地域福祉の推進に欠かせない民生児童委員活動の充実を図り、社会福祉協議会と連携し中核的な役割を担います。

2. 交通弱者への交通確保

- ・高齢者や障がい者などの交通弱者に対して、福祉タクシー制度などの交通手段の確保を継続します。福祉タクシーについては、利用者の利便性を高めるため今後もより良い制度への改善に努めます。

第2節 高齢者福祉の充実

【高齢者福祉】

- 平成30年度時点で村の高齢化率（65歳以上人口）は33.58%（住民基本台帳ベース）ですが、高齢化の進展とともに、健康で元気な高齢者も年々増加しています。
- 現代の高齢者は、健康づくりや社会への貢献、生きがい対策などの理由により、地域や社会へ高い参加意欲を持っています。
- そのため、高齢者が今まで培ってきた知識や経験、技能等を生かして、地域や社会へ積極的に参画できる支援や体制づくりが必要です。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる長寿社会を築くため、保健・医療・福祉の連携を図りながら、きめ細かな在宅福祉サービスの提供や地域包括ケアシステムの構築が必要となっています。

【介護・介護予防】

- 介護保険制度施行直後の平成12年度から介護給付費用は年々増大し、1号被保険者の介護保険料も第7期では第1期の2.6倍になっています。
- 65歳以上人口に対する重度（要介護3～5）要介護認定率は、平成24年度16.1%、平成30年度19.2%を占めています。
- 重症化は介護者の負担も大きくなることから、介護者に対する支援も必要となってきます。
- 今後は、介護保険制度の円滑な運営に努め、制度の理解を図り並行して介護予防にも一層力を入れる必要があります。

■計 画

1. 高齢者福祉の充実

3年毎に見直している「老人保健福祉計画」と「介護保険事業計画」に基づいて、予防から要介護者まで住み慣れた地域で暮らしていけるような高齢者福祉の充実に努めます。

①地域包括ケアシステムの構築

- ・ケア会議や関係機関との連絡会などの場で、保健・医療・福祉の連携により、ニーズの把握やケース検討を行い、適切なサービスを提供できるよう努めます。

②人材の育成と資質の向上

- ・保健福祉サービスの充実を図るため、行政における社会福祉士等の人材の確保や地域のボランティアの養成を推進するとともに、研修による各自のレベルアップを図ります。

③相談・情報提供体制の充実

- ・地域包括支援センターは、下條村社会福祉協議会と連携し、高齢者の実態やニーズの把握、在宅介護に関する総合的な相談や助言、関係機関との連絡調整機能などの充実に努めます。

④認知症に対する支援

- ・認知症や介護している家族に対する理解を深め認知症になっても安心して生活できる地域づくりを進めるとともに、認知症に関して早期から相談できる体制を確立します。

⑤高齢者の権利擁護

- ・高齢者の財産や権利を守り、安心した生活が送れるよう権利擁護制度を周知します。

⑥自立支援・日常生活支援の充実

- ・要介護を防止するための介護予防事業や、自立した生活を支援するための生活支援事業の充実に努めます。
- ・高齢者が自立した生活を送るための住まいのあり方について研究を進めます。

2. 介護サービスの充実と介護予防の促進

- ・村民の健康を維持し、増大する介護負担の軽減と介護保険料負担の増大を抑制するためにより身近な地域を拠点に介護予防事業を総合的に行うとともに、個人の特性を考慮した施策を行い、第1号被保険者介護保険料の抑制に努めます。また、事業の見直しと評価を継続的に実施していきます。
- ・住み慣れた地域で可能な限り生活できる地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。
- ・介護保険サービスの必要量を確認し、対象者のニーズに合ったサービスの利用につなげます。

第3節 障がい者福祉の充実

現況と課題

- 障がい者を取り巻く環境は、高齢化の進行、障がいの重度化・重複化等により大きく変化してきています。平成18年に障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として障害者自立支援法が施行され、それまでの措置による障がい者福祉から自立を支援する障がい者福祉へ転換しています。さらに、平成25年度からは障害者自立支援法が一部改正し、「障害者総合支援法」として新たな障がい福祉施策が実施されていますが、現在のところ大きな混乱もなく推移しています。また、平成30年度から、新たな障がい福祉サービスも追加されました。これに関しては、今後の国等の動向を注視していく必要があります。
- 本村ではこれまで、関係機関と連携しながら、障がい者に対する各種の相談、経済的支援をはじめ、障害者総合支援法等による福祉サービス、障がい者の社会参加や就労の促進に向けた施策等、地域社会の中で障がい者が自立して暮らせるむらづくりを目指して、多様な施策を推進してきました。
- しかし、障がい者数は高齢化の進行とともに増加傾向にあり、障がいの重度化・重複化や介護者の高齢化も進み、障がい者支援全般の一層の充実が求められています。
- このため、障害者総合支援法の動向とそれに伴う各種制度の改正を踏まえ、障がい福祉計画等に基づき、ノーマライゼーションの理念の一層の浸透をはじめ、相談・情報提供体制の充実や各種サービスの充実、就労機会の拡大や社会参加の促進、バリアフリーのむらづくり等、障がい者施策の総合的な推進に努める必要があります。

■計 画

1. 障がい者福祉の充実

障がい者が地域社会の一員として自立した生活ができるよう、自立支援サービスの定着や充実を図るとともに、地域で関わり合える社会環境づくりを推進します。

①障がい者にやさしいむらづくりの推進

- ・誰からも障がいについて十分な理解が得られるよう、ノーマライゼーションの理念や様々な障がい特性の啓発に努めます。また、緊急時や災害に備えた防災体制を整備し、障がい者にやさしいむらづくりを進めます。

②自立と社会参加への支援

- ・障がいの状況に応じた保育・教育の充実を図るとともに、雇用の場の拡大や就労支援策の充実、スポーツやレクリエーション活動への参加促進を通じて、自立と社会参加への支援を進めます。

③地域での生活支援の充実

- ・住み慣れた地域で自立して生活ができるよう、障がいの早期発見や医療・リハビリテーション、一人一人の障がいの種類や程度に対応した福祉サービスや外出支援、日中活動の場の整備など、地域での生活を支える支援の充実を図ります。

④情報提供と権利擁護の推進

- ・障がいの特性に応じた情報提供や、相談支援事業所と連携した総合的な相談体制の充実を図るとともに、日常生活を安心して送れるよう障がい者の権利擁護の推進に努めます。また、必要な情報の提供及び助言などを供与するとともに、障がいのある人に対する虐待の防止および、その早期発見のための関係機関との連絡調整、権利の擁護のために必要な援助を行います。

第4節 児童福祉・子育て支援の充実

現況と課題

- わが国では、出生率低下による少子化が進んでおり、今後も出生数の減少が懸念されています。本村においても、核家族化や共働き家庭の増加など、働き方や生活スタイルの変化により、子育て支援を必要とする家庭は年々増加傾向にあります。
- 本村ではこれまで、子育て家庭を村全体で支援していく「子育てにやさしい村」を目指し、保育サービスの充実を図るとともに、平成23年度からは飯田市との定住自立圏形成協定により、病気のため保育園で対応できない子どもを保育する病児・病後児保育、平成30年4月からはあしたむらんど西側に子育て支援センターを整備し、子育て世代の集いの場づくり、育児相談や情報提供に努めてきました。また、児童の放課後などの居場所づくりや過ごし方、母子保健事業の充実、乳幼児・児童の医療費助成、保健・福祉・教育・医療の連携、ひとり親家庭への支援等、各種の子育て支援施策を推進しています。
- 今後も、子育て支援センター・保育園・学校のネットワークの強化、連携を密にして、関係機関、団体が一体となって、家庭や地域の子育てを支えるための施策を積極的に推進していくことが必要です。
- 青少年を取り巻く有害な環境が多様化している中、地域と教育機関が連携して青少年健全育成に取り組むことが必要です。

■計 画

1. 子育て支援の充実

①保育サービスの充実

- ・村として責任を持って保育園を運営していきます。
- ・特別保育等、多様化する保育ニーズに対応した保育の充実や施設等、保育環境の改善に努めます。

②子育て家庭への支援

- ・親が子育てに喜びを感じることができるよう、子育て相談や子育て中の仲間づくり、子育てに必要な知識や育児法を学ぶ機会を作る等、子育て環境の整備に努めます。また、放課後児童クラブについて受け入れの拡大を図るなど、その充実に努めます。

③相談・援助体制の充実

- ・一貫した支援体制で相談援助の取組を図ります。
- ・子育て支援センターを拠点にして、育児不安や子育ての悩みを解消し、子どもを安心して産み育てられるよう、子育て相談や交流、情報の提供等、援助体制の充実を図ります。
- ・保健師による新生児訪問、情報を受け継いでの子育て支援員による訪問・相談を実施します。

2. 児童福祉の充実

①要保護児童等への対応の推進

- ・関係機関・児童養護施設「慈恵園」との連携のもと、要保護児童を中心とした児童虐待への対応、ひとり親家庭への支援の推進、障がい児施策の充実等、援助を必要とする子どもと家庭に対するきめ細かな取組を推進します。

3. 青少年健全育成活動の推進

①青少年健全育成組織の充実

- ・地域教育の場として、地区育成会の役割が重要になっており、地区育成会を校外活動の拠点として充実させていきます。

②明るい地域づくり

- ・大人も子どももあいさつが自然に交わせるよう、学校・関係機関との連携をとり地域や家庭で取り組んでいきます。
- ・青少年健全育成団体との連携を図りながら、有害な環境の浄化のためのパトロールや、性被害の予防の取組支援、非行防止に努めます。

第5節 医療・健康づくり対策

現況と課題

- 生活水準の向上や医療の進歩により人生100年の時代を迎えた今、生涯を通じて健やかで豊かな生活を送り健康寿命の延伸のために健康づくりへの関心が高まっています。近年、がん・脳血管疾患・心疾患・循環器疾患など生活習慣病が増加し、これらの疾病の予防や早期発見・早期治療の必要性が高まっています。また、社会構造の変化による心理的なストレスの高まりなどから心の病も増加傾向にあります。
- 村民一人一人が生涯を通じて心身ともに健康で過ごすためには、「自分の健康は自分で守る」という自覚と責任のもと、栄養・運動・休養のバランスのとれた健康的な生活習慣を身につけることが重要であり、この上に立って総合的な健康づくりを進める必要があります。
- 21世紀における健康づくりの国の指針である健康日本21（第2次）では21世紀の日本を「急速な人口の高齢化や生活習慣の変化により、疾病構造が変化し、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加し、国民医療費に

占める生活習慣病に係る割合が3割となる中で、高齢化の進展によりますます病気や介護の負担は上昇し、これまでのような高い経済成長が望めないとすれば、疾病による負担が極めて大きな社会となる。」と捉え、生活習慣病の発症予防に重点を置くとともに、合併症の発症や症状進展などの重症化予防を重視した取組を進展させるよううたっています。

○この指針に照らすと本村においては次の点が挙げられます。

1. 健康寿命と健康格差

下條村は介護保険の認定率は県・国と比較して低い状況ですが、健康寿命は長いとは言えません。生活習慣病の重症化により要介護状態が長期化している人と予防に努めることで合併症もなく過ごせる人との格差も開きつつあり、健康格差の解消も大きな課題といえます。

2. 生活習慣病の発症と重症化予防

村の国民健康保険特定健診受診率は平成30年度63.6%と国の目標値60.0%を達成しています。生活習慣病の予防・発見には健診受診によって自己の生活習慣を振り返ることが大切であり、さらなる受診率向上が課題です。

3. 社会生活を営むために必要な身体機能の維持及び向上

幼少時からの遊びが変化し、筋・骨格等の発育に必要な運動量が少なくなっています。農作業などにより膝関節、股関節を痛める高齢者も多く、各ライフステージにおいて身体機能の維持向上が課題となっています。

4. 健康を支えるための社会環境の整備

健康は個人的なものですが、現代社会では社会環境からの影響が大変大きく、社会全体で取り組む体制づくりが重要です。各年代で各個人が健康状態を把握できる健診の体制を準備するとともに、地域で健康学習に取り組める組織づくりも必要です。

5. 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯、口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

社会環境が多様化し、食生活、身体活動状況、就業状況、休養状況等生活習慣は個人によって大きく異なっています。社会・個人の生活の変化に伴って変化していく健康課題やニーズを把握し改善していくことが重要です。

6. 必要な医療を受けられる環境整備

医療が必要となる疾患は多岐にわたるため、近隣市町村の医療機関利用を含めて必要な医療を受けられる環境整備が重要です。

■計 画

1. 健康寿命の延伸と生活習慣病予防

①健康寿命の延伸と健康格差の縮小

居住する地域や、加入する医療保険に関わらず、発症予防・重症化予防ができるよう、地域ぐるみ、家族ぐるみの健康づくりを推進します。

②生活習慣病の発症予防と重症化予防

がん、循環器疾患、脳血管疾患およびCOPD（慢性閉塞性肺疾患）の発症予防と症状の進展などの重症化予防に重点を置き、検診受診勧奨や保健指導等の対策を推進します。

2. 健康づくりの推進

①身体機能の維持及び向上への取組

乳幼児期から高齢期までのすべてのライフステージにおいて、身体機能の維持および向上に取り組めます。特に乳幼児期から成長期は「早寝・早起き・朝ごはん」を中心に据えた生活リズムの確立を目指し、すべての子どもたちが健やかに成長発達できるよう働きかけます。

②健康を支え守るための社会環境の整備

個人の健康は、家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響を受けることから、村民が将来的に健康増進に取り組めるよう総合的に支援していく環境の整備に取り組めます。また、地区健康づくり協力員を中心に、地域全体で健康増進に取り組めます。

③栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯、口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

対象ごとの特性やニーズ、健康課題の十分な把握を行います。

3. 医療受診のための環境整備

必要な医療を受けるためには、村内はもとより近隣市町村の医療機関の利用が不可欠です。高齢者や障がい者などの交通弱者に対しては、福祉タクシー制度や、通院補助事業の有効利用による受診を勧めます。

第6節 幼児教育・学校教育の充実

現況と課題

若者定住促進事業により、本村の児童生徒数は平成22年頃まで増加していたが、その後全国的な少子高齢化の波は本村にも波及してきており、令和2年度の小学校の児童数は195人、中学の生徒数は、93人となっております。小学校では、1年生と5年生が2学級になっていますが、他の学年は単級になっています。保育園の園児数も全学年35人以下となっており、今後、保育園から中学まで12年間同じクラスで同じ仲間と過ごすことになります。このことは、子どもの中での序列が変わらず人間関係が悪くなること、適正規模での児童生徒の中で、知識・人間関係を学び人間力を身に着けることが出来なくなる、高校になると萎縮してしまうといったデメリットが生じやすくなります。このようなことから、今後少子化対策を最重要課題として取り組んでいく必要があります。

新学習指導要領は、小学校が令和2年度から、中学校では令和3年度から全面实施されます。

●変化の激しい社会に必要な『生きる力』を育む

●学校で学んだことが、明日、そして将来につながるように、子どもたちの学びを進化させる ↓

- ・主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）（自ら考え、対話しながら学びを深める）
- ・カリキュラム・マネジメント（教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図る）
- ・社会に開かれた教育課程（地域・保護者・学校が一体となって子どもを育てる）

小学校では、中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入、更に、情報処理能力（プログラミング教育を含む）の充実、現代的諸課題への対応などが新しく盛り込まれております。

こうした中で、下條村ではこれらの教育課題を真摯に受け止め、下條の子どもの学校教育の現状をつぶさに検証し、国の改革の波に押し流されず、知・徳・体の三位一体の人間教育をより一層強力に推進できるよう指向していかなければならない。

一方、国際化に対応した人材の育成に向け、英語指導を充実するとともに海外研修など国際交流事業も引き続き推進して行かなければならない。

また、G I G Aスクール構想の実現を図らなければならない。

■計 画

1. 学校教育の充実

①生きる力を育む教育の推進

基礎・基本を大切にしながら生きる力の育成を重視し、学習指導要領に基づいて社会変化に柔軟に対応できる能力や「知・徳・体」が調和し、社会的に自立した人間の育成を目指します。その中で、わかる授業を創造し、楽しい学校づくりに努めるとともに、特別支援教育にも力を入れます。

②地域に根ざした教育の推進

村をとりまく社会・自然条件や、歴史的資源、将来構想等の地域教材を信州型コミュニティスクール「しもじょっ子カッセイカ会議」を通して、郷土に愛着と

誇りを持ち、地域の次代を担う子どもたちを育てます。

③学校・家庭・地域が連携した教育の推進

学校・家庭・地域がPTA・地区育成会活動等を通して連携し、学校評価などを活用しながら信頼される学校づくりをすすめていきます。家庭学習の充実にも力を入れます。

④健やかな心身を育む教育の推進

児童生徒の健やかな成長を図るため健康教育や自然体験活動、読書活動、スポーツ活動や心のケアを充実させ、豊かな心と健やかな体を育む教育を推進します。特に元気にあいさつのできる子どもの育成に取り組みます。

⑤時代に対応した教育の推進

子どもたちが、社会人として自立していく基礎となる力を育てるためのキャリア教育や時代の変化に適切に対応できるICT情報処理能力の習得や国際理解教育、環境教育や、SDGsを踏まえ行動できる教育など、時代に対応した教育を推進します。

⑥未満児教育の推進

未満児から、自主性自発性を育てる環境整備を図るため、保育所の芝生化の検討、児童クラブを中心とした子育て支援センター「すくすく」の利用促進を図ります。

2. 全県下広域的な取組への対応

① 信州に根ざし世界に通じる人材の育成

信州ならではの教育を通じて、信州に根ざした確かな学びと世界に通じる広い視野と資質・能力を備えた子どもたちを育てます。

② 未来の学校！新しい学校の創造

社会の変化に対応した教員の質、カリキュラムや教材の質、教授法と生徒の意欲や人生で役立つ教育などの質の高い学校教育を実現するための新しい学校のあり方を検討するとともに、未来の学校の実現に向けた「授業改革」「教員の働き方改革」等を推進します。

③ 全ての子どもたちが良質で多様な学びを享受

様々な困難を抱える子どもたちが希望を失わずに成長し、共に活躍できる社会を実現するため、多様な成長過程に対応できる学校づくりと学びの場の充実を図ります。

④ 「共知・共創」の学びの環境づくり

多様な人々との学び合いにより、新しい社会的価値観をつくり出してしていく活動の活性化を推進します。

⑤ 豊かな暮らしと地域に活力を与えるスポーツの振興

スポーツが暮らしの中に根付く環境の整備や地域の活性化など、「スポーツの力による元気な村」を目指します。

3. 学校環境の整備・充実

① 学校施設の長寿命化計画を策定するなど学校環境を整備・充実させます。

② 児童、生徒に1人1台端末の実現や家庭でも繋がる通信環境の整備を図る。

第7節 社会教育の充実

現況と課題

- 人生100年時代を迎え、また社会が複雑化したことにより、人々は社会生活を送っていく上で絶えず新たな知識・技術を習得していく必要性を強く感じています。豊かで充実した人生を送るためには、生涯学習に取り組むことが不可欠となっており、学習することで新しい可能性を見つけ、新たな自己を発見する喜びを体験することもでき、生涯学習を通して人間性豊かな生活を求める意識が高まっています。
- 本村は、公民館が社会教育の中心的役割を果たしており、地域住民の学習の場として各種講座・学級などを開催し多くの村民に活用されています。今後公民館の果たす役割はますます重要になり、村民の声を聞き、村民のニーズに合った学習の機会を提供するため、学習者の視点に立って生涯学習の振興に努めなくてはなりません。
- 村立図書館は、村民の強い要望により平成7年に開館し、村内外から多くの利用者が訪れる公共図書館です。人口一人当たり貸出冊数は、平成7年～平成9年度県下1位、(平成10～24年度2位、平成25～28年度3位)、平成29～30年度1位と、開館から25年常に利用者のニーズに沿ったサービスを提供しています。蔵書は9万冊で、小規模ながらも様々な事業が行われており、今後も村民・利用者と協働し運営していくことが望まれます。

■計 画

1. 学習機会の拡充

各種講座・教室の充実

- ・住民が必要とする年代に応じた講座や学級を計画的に開催します。
- ・幼児から小学生の親子を対象に、親子で体験する講座を提供し、様々な体験を通して感動や喜びを共有し親子のふれあい、参加者同士の親睦を図ります。

2. 推進体制の整備

①生涯学習社会の確立

- ・幼児教育・学校教育・社会教育の連携及び融合を図り、欠如しつつある公德心教育をふくめ、生涯学習社会の確立を目指します。
- ・住民の生きがい活動を促進するため、情報の提供や相談体制の整備を図ります。
- ・青壮年期を対象に学習意欲や社会参画の啓発に努めます。
- ・高齢者の生きがい対策と世代間交流事業を推進します。

②社会教育指導者の活用と育成

- ・社会教育の各分野にわたり登録された人材バンクの有効活用と、指導者研修等により長期的視野に立った人材育成を行います。

3. 社会教育施設の充実

- ・文化の殿堂として整備されている文化芸能交流センター（コスモホール）を村民の憩いの場、学習の場となるようさらに施設の充実を図ります。

4. 村立図書館の充実

①各種サービスの実施

貸出サービス・乳幼児サービス・児童サービス・ハンディキャップサービス・一般向けサービス等の実施で図書館利用者の拡大を図ります。

②連携事業

本館以外に民間施設3箇所で図書貸出スペースを活用した分館的サービスの実施や図書館友の会の協力、保育所・小中学校との連携で読書利用を推進します。

③イベントの開催

開館記念行事として毎年、利用者代表8人に図書館業務を体験してもらう「一日図書館長」の実施や、利用者の感謝祭として『としょかんまつり』を実施します。

④利用・施設の充実

読書手帳の導入による貸出冊数の増加や、ブックカフェ設置による利用者への飲み物無料サービス実施等、施設利用環境の向上を図ります。

5. 社会教育活動の支援

- ・公民館分館の活発な活動を推進するとともに、自主活動グループを支援します。

第8節 スポーツ振興

現況と課題

- 高齢化の進展、余暇時間の拡大等により健康増進のためだけではなく、人生を明るく豊かにするためスポーツに親しむ人が増加している一方で、団体で行うようなスポーツへの参加については年々減少してきています。
- 村では、子どもから高齢者まで「村民みなスポーツ」を目指し、各種スポーツの底辺の拡大、レクリエーションスポーツの普及、各種大会の開催に力を入れてきました。
- スポーツを通じて「誰もが、いつでも、どこでも」気軽に楽しめ、健全な心身を養い、共に励ましあえる仲間づくりや明るい健康な活力ある村づくりの実現を目指していくことが必要です。
- 下條村体育協会と連携を取り、軽スポーツ、ニュースポーツ等の普及や少年スポーツクラブの育成指導など、幅広くスポーツに親しむ環境をつくる必要があります。
- スポーツの技術のみならず、スポーツのあり方についても正しい知識の普及に努め、スポーツ教室の開催や独自の地域スポーツ情報の提供を行い、さらには地域スポーツ振興の推進役として指導者を養成していくことが必要です。

■計 画

1. 生涯スポーツの振興

①スポーツ底辺の拡大

- ・家族ぐるみで参加し楽しむことのできる種目を普及します。
- ・スポーツ推進委員の養成等資質の向上を図ります。
- ・地域でのスポーツ教室を開催し、普及に努めます。

②健康づくりの推進

- ・健康維持対策の運動について、施設を整備するとともに関連部局と連携を取りながら積極的に取り組みます。

③スポーツ活動の充実

- ・各種スポーツ大会を年間計画に基づいて開催します。
- ・青少年のスポーツ活動の充実を図ります。
- ・高齢者・障がい者のスポーツ振興を推進します。
- ・団体スポーツの推進を図ります。

④生涯スポーツ社会の実現

- ・下條村体育協会等との連携を図り、生涯スポーツ社会の実現に努めます。

2. スポーツ施設の整備

- ・既存のスポーツ施設の整備と運営効率化を図り、有効活用に努めます。

第9節 文化財保護と地域文化の振興

現況と課題

- 指定された各所の文化財をはじめ天然記念物・史跡等を、文化財保護条例に基づき郷土の文化財として末永く保存し、後世へ継承していかなくてはなりません。
- 文化財を保護し、郷土の歴史・文化などに理解を深め、郷土に愛着を持つ心を醸成していく必要があります。
- 各地区を中心に行われてきた伝統芸能や文化的行事により培われた連帯や協調性が、近年個々の趣味の多様化や就労条件等の社会情勢の変化とともに希薄になりつつあります。

■計 画

1. 文化財の保護と活用

- ・文化財等について学習することにより郷土に愛着を持つ心を培い、文化財に関する情報・研究成果などの資料を積極的に提供します。

2. 伝統文化の保存・継承

- ・下條歌舞伎や各地区を中心に行われる伝統芸能・文化的行事の担い手の育成や保存団体などの活動に対し支援します。

3. 芸術文化事業の充実

- ・豊かな情操を養い創造力を高めるため、コスモホール・あしたむらんどアートギャラリーを中心に音楽・絵画などの芸術文化に接する機会の充実を図ります。

教育関係

① 小中学生児童数の推移

単位：人

年 度	小学校			中学校		
	学級数	児童数	教員数	学級数	児童数	教員数
平成15年	11	275	17	6	136	14
平成16年	11	271	17	6	137	14
平成17年	11	280	17	6	147	14
平成18年	11	271	17	7	158	15
平成19年	12	291	17	6	142	14
平成20年	13	294	18	5	128	14
平成21年	12	286	18	4	125	14
平成22年	12	290	19	5	135	16
平成23年	12	279	19	6	157	16
平成24年	12	283	19	6	152	15
平成25年	12	274	20	6	152	15
平成26年	12	275	20	6	137	17
平成27年	11	256	20	6	129	16
平成28年	10	248	18	6	121	16
平成29年	9	229	17	6	131	16
平成30年	8	203	16	6	150	14

資料：学校基本調査

第1節 ごみの減量化・再資源化

現況と課題

- ごみの排出については、住民各自が自覚と責任を持つことが大切であり、ごみ排出に専用袋があるものは統一して使用することを徹底しています。
- ごみの分別収集を行い、再資源化に取り組んでいます。また、中学校の資源回収に協力しています。
- 不法投棄や環境美化運動については、住民参加によるごみゼロ運動を実施し、小中学生にも呼びかけ、積極的な啓発運動を推進しています。
- 年々増加するごみにより、最終処分場の埋立残余量が3分の1弱となっています。少しでも長く使えるようにするとともに、次期処分場の検討を行っていく必要があります。
- 廃棄物の減量化・リサイクルを積極的に進めることにより、環境への負荷の少ない循環型社会づくりをさらに推進していく必要があります。
- 産業廃棄物に関する法律の規制が厳しくなるなかで、関係企業に適正処理を指導していく必要があります。
- 使用済小型電子機器等の再資源化を図るため、今後、回収体制の検討及び整備を推進する必要があります。
- 新焼却処分場「稲葉クリーンセンター」の稼働に合わせた、正しい分別の徹底が必要です。

■計 画

1. ごみの減量化・再資源化の推進

- ①分別収集の推進
 - ・リサイクルを目的別に徹底した分別収集を行うとともに、新焼却処分場の稼働に対応した変更後の分別方法の周知・徹底を行います。
- ②ごみの発生・排出抑制意識の高揚
 - ・ごみの減量化やリサイクルについて意識啓発を図り、村民総参加の取組を推進するとともに、各方面への働きかけを本村から発信します。
 - ・環境に配慮した、消費行動の意識啓発を行います。
- ③減量化・再資源化の推進
 - ・家庭用生ごみ処理機等購入補助制度を有効利用し、堆肥化による生ごみ減量化を推進します。
 - ・埋立ごみの分別徹底を行い、減量化を推進します。

2. 環境美化の推進

- ・不法投棄防止監視員や不法投棄監視カメラを配置し不法投棄に対する監視を強化するとともに、不法投棄をしない、させない環境づくりを住民一体となって推進します。

3. 産業廃棄物の適正な処理と周知

- ・環境保全などの観点から、新たな処分場建設の受入は慎重に対応し、村内企業の健全育成を図るため、村内の産業廃棄物処理については適正に処理できるよう配慮します。
- ・産業廃棄物の処分については、県と連携を図り、適正な処理及び管理を指導します。
- ・一般廃棄物と混同しがちな農業用の資材・機材等は産業廃棄物にあたるため、県及び関係団体などと連携を図り、その適正な処理・排出・管理を周知し、指導します。

4. 循環型社会の推進

- ・循環型社会形成推進基本法に定められた理念を原則に、廃棄物処理法、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法などの周知を図ります。

第2節 景観の保全

現況と課題

- 自然環境は、あらゆる生物の大切な生存基盤であり、誰もが豊かな自然の恵みを享受でき、動植物にとっても良好な生息・生育環境が確保されるように保全する必要があります。
- 村土の約70%を占める緑豊かな森林は、水資源の涵養や国土の保全などの多面的機能を持っており、また、美しい渓谷を形成する河川は人々に潤いを与えます。しかし、森林地帯は手入れが不十分であり、河川は倒木などにより荒廃が進んでいます。
- 風格のある民家や広大な田園、手入れの行き届いた果樹園など、人々の暮らしが農村の美しい景観を育んでいます。これらは、今後高速交通路網が発達し、都市部や外国からの観光客が来村した際には、心惹かれる原風景となります。しかし、農業の担い手の減少により耕作放棄された遊休荒廃農地が増加し、また、遊休農地等への太陽光パネル設置などの開発行為も散見し、景観の破壊が懸念されます。
- 本村の特性を生かし、周囲と調和した景観の形成に取り組むとともに、住民の美しい景観形成に対する意識の高揚を図る必要があります。また、村民参加による維持管理体制の育成を図り、景観保全区域の設定などによる景観の再生に向けた取組が必要です。
- 山間部を中心に空き家の増加が目立ってきています。所有者、地元が中心となって、周囲に悪影響をおよぼし保安上危険かつ衛生上有害な状態の「特定空き家」とならないよう、適切な活用・管理を行い、地域の景観を守っていく取組が必要となっています。「特定空き家」については、所有者の財産権と公共性のバランスを勘案し、緊急性のある場合には、村による対応・対策も検討します。

■計 画

1. 良好な景観の形成

①周囲と調和した良好な景観の保全・形成

- ・豊かな自然と農村のたたずまいを生かし、周囲と調和した景観の形成を図ります。
- ・自然環境と開発行為との調和に関する条例の理念に基づき、集落毎の景観指針策定の検討や遊休農地などの開発行為に対する慎重な対応に努めます。

②空き家対策計画に基づく景観不良空き家増加の抑制

- ・管理不全空き家にならないための啓発を図るとともに、空き家所有者に対し、適切な管理の重要性、管理不全による周辺への影響について意識の高揚を図ります。
- ・良質な空き家の所有者への情報提供（空き家バンク登録など）を徹底し、空き家を地域資源として活用する取組を推進します。

③住民の意識高揚と参加

- ・住民一人一人の景観保全に対する意識の高揚を図ります。
- ・荒れた竹林の伐採整備をはじめとした住民主体の景観保全活動への支援を図るとともに、住民参加による自主的な地域の景観づくりに取り組みます。

2. 豊かな自然環境の保全

①自然環境の保全

- ・村内での森林保全、動植物の実態把握と保護・保全に努めます。

②自然体験・環境学習の機会の充実と村民参加による環境保全

- ・学習会などの活動を通じ村民が村の自然環境に触れる機会を充実させるとともに、ふれあいの場を提供し、村民の中に自然への理解と環境保全への意識の高揚を図ります。

③村事業における環境配慮

- ・公共事業を実施する際には、自然環境の保全に配慮します。

3. 環境の衛生と美化

- ・SDG'sの採用項目選択と達成目標計画の設定並びにごみ減量化の推進に取り組みます。

第3節 自然エネルギーの活用

現況と課題

- 温室効果ガスの排出による地球温暖化の進行やオゾン層の破壊など、環境への影響が地球規模に及んでいます。住民、行政、事業者、各種団体等との緊密な連携のもと、地球温暖化に対する取組が必要です。
- 東日本大震災による福島原子力発電所の事故が発生してから、住民の自然エネルギーに対する意識は高まっています。

- 公共施設における太陽光発電システムは、国庫補助事業などを活用しながら現在村内 8 か所に設置しています。また、村民及び事業所においては、平成21年度より太陽光発電システムの設置に対して村が補助を行い、自然エネルギーの活用に取り組んでいますが、電気買い取り価格の見直しにより、以前より設置件数は減少傾向となっています。
- 小水力発電など、他の自然エネルギーの活用も期待されている状況があります。

■計 画

1. 環境に負荷の少ない自然エネルギーの普及と研究

CO₂削減に向けて、化石燃料エネルギー使用の抑制に努めるとともに、環境に優しい自然エネルギーの普及を進め、地球環境の保全を目指します。

- ・総合的な地球温暖化対策
- ・省エネルギー機器の普及支援
- ・太陽光発電システムの活用の推進
- ・小水力発電の研究

第4節 水環境の保全

現況と課題

- 水は流下・浸透等により地表・地下を通じて河川の水量確保や水質浄化・生態系の保全に大きな役割を果たしながら循環しています。そして、住民生活や産業活動を支えるとともに、人々の生活に潤いをもたらしてくれる大切な自然資源です。このため、水環境の保全に努め、豊かな自然が持つ自らを浄化させる作用を維持・増進し、良好な環境水準を安定して確保する必要があります。
- 本村では、平成3年から合併処理浄化槽の整備（平成30年污水处理人口比率96.45%）に取り組み、天竜川をはじめ多くの河川・水路等の水質改善・保全に努めてきました。今後も健全な水環境の確保を図る必要があります。
- 村土の約70%を占める森林と農地が、水源涵養機能を充分発揮できるよう、適正な維持管理に努める必要があります。
- リニア中央新幹線の発生土受け入れに伴い、計画地区の地下水の状況や水源涵養林の保全について注視していく必要があります。

■計 画

1. 水環境の保全

①水質の保全

- ・水質汚濁の防止や水環境の保全についての意識啓発を図ります。
- ・合併処理浄化槽の機能維持を推進し、生活雑排水などによる水質汚染の防止に努めます。
- ・産業排水対策を推進し、河川の水質保全に努めます。
- ・河川・地下水の水質検査を定期的の実施し、良好な水質の保全に努めます。
- ・地下水への影響が懸念される除草剤・農薬をはじめとする汚染物質の使用・排出などに対する指導など、地下水汚染防止対策を推進するとともに、地下水の保全意識の高揚を図ります。

②水源地域の保全

- ・森林・農地の適正な維持管理を図り、その水源かん養機能を向上させ、良質な水の安定供給を図ります。